

消費者トラブル注意報

Vol.19



「荷受け代行」「荷物転送」バイトに注意

「送られてきた荷物を指定の住所に転送するだけで報酬がもらえる」というアルバイトに関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。アルバイトをするために身分証明書を写真に撮って送ったところ、悪用されてしまったという被害が報告されていて、注意が必要です。

《事例》

○SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を通じて、「送られてきた荷物を指定の住所に着払いで送るだけ」「1回送るたびに報酬が支払われる」というアルバイトを見つけた。「始めるために身分証明書が必要」と言われ、運転免許証の写真をSNSで相手に送り、報酬の振込先として銀行口座も伝えた。その後、数回に渡り荷物の転送を行い、報酬を受け取っていたが、後日、契約した覚えのない自分名義の携帯電話の端末代金などの請求書が届いた。

《アドバイス》

○身分証明書が悪用され、自己の名義で携帯電話やクレジットカードの契約がされています。不正契約された携帯電話は犯罪に使用される可能



性もあります。また、端末代金や利用料金などを請求されたり、自己名義の契約を解除するための解約金が必要になったりすることもあります。

○荷受け代行や荷物転送のアルバイトは絶対にしないうちにしましょう。

○身分証明書や銀行口座などの個人情報、安易に他人に伝えてはいけません。

◆相談・問い合わせ先

匝瑳市消費生活センター（相談専用電話）☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課